

# 一般社団法人レーザー学会 フェロー制度規程

## (総則)

第1条 本規程は、会員を対象としたフェロー制度について定める。

## (目的)

第2条 レーザーとその関連分野技術の見識に優れ、責任ある立場で長年にわたり指導的役割を果たし、社会および本会の発展に顕著な貢献をなした者にレーザー学会フェローの称号を与え、もって、会員の地位向上・国際活動をより円滑にし、あわせて本会のより一層の活性化をはかることを目的とする。

## (資格)

第3条 フェローの称号を受ける資格は、原則として、連続して10年間以上レーザー学会の正会員として在籍しているレーザーとその関連分野の技術者、科学者、教育者、技術管理者等であり、上級会員の中から選出する。ただし、会長が認めた場合は上記以外でもフェロー称号を受ける資格者として認める。

## (推薦方法)

第4条 推薦は所定の書類に必要事項を記載のうえ行う。なお、推薦は随時行うことができるものとする。

第5条 フェローの称号は推薦・審査により授与されるものとし、推薦の方法は原則としてフェロー1名以上を含む、フェローおよび上級会員3名の推薦によるものとする。

## (審査)

第6条 フェロー候補者を選考するために称号審査委員会を設ける。選考基準および選考方法は、別に定める。

第7条 称号審査委員会は、フェロー候補者の審査・調整を行う。審査結果は理事会に報告し承認を得る。審査委員会の構成は、下記のとおりとする。

委員長:副会長

副委員長:常務理事

委員:編集担当理事,研究担当理事,部門・支部担当理事

事務局

## (認定)

第8条 理事会は称号審査委員会の報告を受けフェローを認定し、レーザー学会フェローの称号を授与する。

## (表彰方法等)

第9条 フェローの称号を受けた会員に対しては、会長による称号の認定証を授与するとともに、学会誌ならびに学会ホームページに名前を記載する。フェローの称号は、学会の正会員資格が継続する限り、継続するものとする。なお、本人の申し出により、返上できるものとする。

## (責務)

第10条 フェローの称号を得た会員は、レーザーとその関連分野技術の傑出した専門家たるべきことを自覚し、レーザーとその関連分野技術の発展に引き続き寄与するとともに本会の指導的

会員として、学会の諸活動への積極的・能動的な参画を通じて本会の目的達成に率先して努力する責務を負うものとする。

(選出規模)

第11条 フェローの人数については、正会員総数の3%を目安とし、毎年3名以内で選定する。選外となった候補者は、1回に限り自動的に次年度の候補者とし、その旨、筆頭推薦者に通知する。推薦書はそのまま次年度に引き継ぐが、希望があれば改訂することができる。

(改訂)

第12条 称号審査委員会が必要と認めた場合、その議決により理事会の承認を得て、本規定を改定することができる。

(付則)

1. 平成26年1月21日理事会にて承認制定、
2. 本規程は、平成26年4月1日より実施する。

平成30年4月17日改定